

市職員の給与などの状況

給与構造の基本的見直しに着手

国は、平成18年度から約50年ぶりに、地域における国家公務員給与の見直しを始めとした給与構造の抜本的な改革を実施しています。

本市でも、国の改革に合わせて、給与構造の基本的見直しを今年度7月から段階的に実施しています。

今回掲載した職員給与などの詳細は、今年度末に市ホームページ(www.city.fukuoka.jp)へ掲載予定です。

なお、過去の職員給与(平成17年度、18年度分)は、市ホームページで閲覧できます。

<トップページ>→<行政情報>→<市の取り組み>→<職員給与>→<給与・定員管理の状況>の順に進んでください。

職員数

平成17年～19年度の3か年で、総定員(条例定数と外郭団体等への派遣職員数の合計)を90人削減するという目標を掲げていましたが、これを平成17年度、18年度の2か年ですでに前倒して達成し、平成19年度までに計240人の減員を行いました。

今後も引き続き見直しを行い、

本市の集中改革プランに基づき、平成17年度を起点として平成22年度までに、マイナス4.6%、約500人の削減に取り組みます。

【問合せ先】職員給与(表1～7)＝労務課(☎711-4131@733-5559 メールromu.GAPB@city.fukuoka.jp) 職員定数(表8)＝行政改革部(☎711-4136@733-5559 メールgyoukaku.GAPB@city.fukuoka.jp)

給与・報酬・手当および職員数など

1 人件費(平成18年度普通会計決算) (参考)平成17年度の人件費率 11.0%

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
1,363,841人	676,536,478千円	8,344,443千円	78,908,821千円	11.7%

人件費には、特別職職員の報酬、一般職職員の給料・諸手当のほか共済組合や健康保険組合に対する事業主負担などの一切の経費を含みます。

2 職員給与費(平成19年度普通会計予算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
人 7,815	千円 33,701,334	千円 10,290,258	千円 14,642,439	千円 58,634,031	千円 7,503

職員給与費とは、人件費のうち一般職職員の給料および諸手当です。職員手当には退職手当は含まれません。

3 行政職の級別職員数、平均給料月額、平均年齢(平成19年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容	係員	係員	主任	総括主任	係長	総括係長	課長	部長	局長	
職員数	133人	930人	974人	1,616人	1,043人	1,040人	525人	144人	46人	6,451人
構成比	2.1%	14.4%	15.1%	25.1%	16.2%	16.1%	8.1%	2.2%	0.7%	100%
1年前構成比	2.2%	15.0%	14.7%	24.6%	16.9%	15.4%	8.2%	2.2%	0.8%	100%
5年前構成比	3.1%	17.2%	14.7%	24.3%	17.8%	12.3%	8.0%	2.0%	0.6%	100%

行政職の平均年齢は43.1歳、平均給料月額は363,064円です。技能労務職の平均年齢は44.9歳、平均給料月額は366,608円です。

国の一般行政職の平均年齢は40.7歳、平均給料月額は325,724円で、技能労務職の平均年齢は48.8歳、平均給料月額は287,094円です。

4 職員の初任給(行政職 平成19年4月1日現在)

採用試験区分	福岡市	参考(国)
上級(大学卒程度)	172,900円	I種 179,200円
		II種 170,200円
初級(高校卒程度)	139,700円	138,400円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数	10年以上	15年以上	20年以上
		15年未満	20年未満	25年未満
一般行政職	大学卒	314,800円	362,600円	406,100円
	高校卒	255,000円	307,300円	354,600円
技能労務職	高校卒	237,900円	283,500円	324,400円

6 特別職の報酬など(平成19年4月1日現在)

※平成16年度から、市長は給料の10%、副市長は給料の5%を減額しています。

区分	給料月額(減額後)	区分	報酬月額
給料	市長	報酬	議長 1,060,000円
	副市長		副議長 970,000円
			議員 880,000円

期末手当は、年間で基礎給与額の3.35か月分(平成18年度支給割合)

7 職員手当の状況

扶養手当(平成19年4月1日現在)

扶養親族	手当額
イ 配偶者	15,000円
ロ 配偶者以外の扶養親族のうち1人につき	7,400円
ロのうち扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	8,000円
ロのうち配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人	12,500円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算	1人につき5,600円

住居手当(平成19年4月1日現在)

区分	手当額
借家・借間居住者	家賃月額が23,000円以下の場合 家賃月額から12,000円を控除した額
	家賃月額が23,000円を超える場合 家賃月額から23,000円を控除した額の1/2を11,000円に加算した額
最高支給限度額	27,000円
持家居住者	9,600円

通勤手当(平成19年4月1日現在)

通勤距離が片道1km以上の職員に支給(国は片道2km以上)。交通機関などの利用者は、通勤に要する運賃等に相当する額(1か月当たり55,000円を限度)。自動車などの利用者は、通勤距離によって1か月当たり2,000～24,500円(国と同じ)。

期末・勤勉手当(平成18年度支給割合)(月分)

区分	期末	勤勉
6月期	1.35(1.15)	0.725(0.925)
12月期	1.4(1.2)	0.725(0.925)
3月期	0.25(0.25)	—
計	3.0(2.6)	1.45(1.85)

備考 職制上の段階、職務の級による加算措置あり()内は管理職(課長以上)の支給割合。年間支給割合は国と同じ。

地域手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

名称	内容
地域手当	民間の賃金水準や物価等に関する事情を考慮して支給される手当で、支給率は6%(東京事務所は12%)です。なお、福岡市に勤務する国家公務員は8%です。(18年度の職員一人当たり平均支給月額20,453円)
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給される手当です。(18年度の職員一人当たり平均支給月額25,636円)
特殊勤務手当	危険、不快、不健康または困難な勤務などに従事する職員に支給される手当で、危険作業手当、ヘリコプター従事者手当、夜間看護手当など29種類があり、本市職員の45.4%に支給されています。本市の場合、国における特殊勤務手当のほか、俸給・俸給の調整額・特地勤務手当により給与上の措置がなされているものも含まれます。(18年度の職員一人当たり平均支給月額4,188円)

退職手当(平成19年4月1日現在)

区分	福岡市		参考(国)	
	自己都合(月分)	勲奨・定年(月分)	自己都合(月分)	勲奨・定年(月分)
勤続20年	21.00	27.30	23.50	30.55
勤続25年	33.75	42.12	33.50	41.34
勤続35年	47.50	59.28	47.50	59.28
最高限度	59.28	59.28	59.28	59.28

(注)定年前早期退職の特例

50～59歳で勲奨により退職すると、退職手当の基礎となる給料月額に2～20%(国と同じ)が加算されます。

8 職員定数等の状況

ア 任命権者別職員定数の状況 (▲は減)

区分	職員定数			対前年度増減比		
	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
議会事務局	42	42	42	0	0	0
市長事務局	6,484	6,467	6,388	38	▲17	▲79
教育委員会	1,375	1,369	1,366	▲11	▲6	▲3
選挙管理委員会事務局	30	30	30	0	0	0
監査事務局	26	26	26	0	0	0
人事委員会事務局	17	16	16	0	▲1	0
農業委員会事務局	19	14	14	0	▲5	0
水道局	407	407	407	▲7	0	0
交通局	603	602	599	▲35	▲1	▲3
消防局	1,025	1,025	1,025	3	0	0
合計	10,028	9,998	9,913	▲12	▲30	▲85

(参考)

外郭団体等への派遣職員数	738	686	656	▲31	▲52	▲30
職員定数との合計	10,766	10,684	10,569	▲43	▲82	▲115

イ 平成19年度の職員定数の主な増減状況

増員(人)	減員(人)
次世代育成支援の推進体制の強化	▲11
医療制度改革への対応	▲3
新設校開校に係る体制の整備	▲4
震災復旧事業の進捗	▲11
アイランドシティ新設校開校準備業務の見直し	▲3
工事補償業務の進捗	▲4



バングラデシュ・サイクロン被害 被災者支援のため義援金を募ります

【義援金箱の設置場所】市役所、各区役所・出張所 【設置期間】12月25日(火)まで。月～金曜日の午前9時～午後5時 防災・危機管理課 ☎711-4056@733-5861